

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1 C58-2「麻しん(はしか)患者発生に伴う注意喚起について、市民に周知が必要。」	<p>標題について、9月8日に大阪府がHPで注意喚起をされ、9月8日に豊中市がHPで、またメディアも報道「感染者が、大阪メトロ御堂筋線、北大阪急行電鉄を利用した方」。9月9日に吹田市のHPに掲出がされていない事から、9月9日に投稿。9月22日に回答を頂きましたが、提言です。</p> <p>[9/22-市回答]:本市ホームページに大阪府リンクを掲載いたしました。 ⇒新着情報に掲載なし ⇒添付画像。C58-2. 麻しん患者発生に伴う注意喚起。9月8日-ABCニュース・読売テレビ ⇒添付画像。C58-2. 麻しん患者発生に伴う注意喚起。9月8日-豊中市 ⇒添付画像。C58-2. 麻疹に注意。市民病院HP 9月16日 ⇒添付画像。C58-2. 麻しん患者発生に伴う注意喚起。吹田市-9／17-サイト ⇒添付画像。C58-2. 麻しん患者発生に伴う注意喚起。吹田市。9月17日の新着に掲出なし</p> <p>1)上記の画像情報から、吹田市の9月17日のサイトの更新は、遅いと思います。今後、市HP新着情報への掲出をされた場合、何これ！って感じになってしまします。</p> <p>2)個人的には、健康医療部 地域保健課は、今後の市民への即応周知体制が必要だと思います。</p> <p>3)今回の麻疹発生で、大阪府から吹田市への情報提供は、吹田保健所(推測)へと思いますが、いつ受信されましたか？。また保健所から地域保健課へは、いつ情報提供が有りましたか？。</p> <p>4)追伸: 私への回答メールのタイトルが「市民の声の回答について」ですが、これではメールの内容が類推できません。</p> <p>※“安全・安心のまちづくり宣言”の主管部所である、危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【Q1への回答】 ご指摘のとおり、今回の対応は時期を逸した情報発信となりました。今回の事案は、本市が滞在先ではなく通過点だったこともあり、リスクは低いと判断し、情報発信のタイミングが遅れたものです。</p> <p>【Q2への回答】 ご指摘のとおり、市民に周知が必要な感染症に関する情報発信については、課内で速やかに判断、対応できるよう取り組んでまいります。</p> <p>【Q3への回答】 今回の事案は、大阪府が公表を行うタイミングと同時に本市に情報提供がありました。</p> <p>【Q4への回答】 ご指摘の内容を踏まえ、回答メールのタイトルには、件名を記載した上で、回答内容を送付いたします。</p>	地域保健課	R7.9.25	R7.10.2

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2 吹田市〇〇町 〇〇 〇〇物 件について	<p>初めまして。〇〇と申します</p> <p>かつて、表題の物件に居住していたのですが、現在、建物が競売になっていますが、消防設備が現在も故障状態のまま放置されており、点検もなされておりません。</p> <p>まだ、退去まで半年以上あり、居住者が4人ほど残っており、当時の隣人より連絡がありました。</p> <p>南消防署様が何か可能でしたら、ご対応できないかと投書させていただきました次第です。</p> <p>消火器も期限が過ぎている可能性があります。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>	<p>平素は、本市消防行政に格別のご理解を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、「市民の声」にてご意見をいただきました〇〇につきましては、令和7年3月19日に消防法第4条の規定に基づいて立入検査を実施しています。</p> <p>その結果内容については個人情報保護の観点からお伝えすることができませんが、消防といたしましては、引き続き消防法令違反等の是正指導に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	南消防署	R7.9.19	R7.10.3
3 C70-市HPの 「国勢調査をよ そおった不審 メールに注意」 への補完情報。	<p>標題について、9月20日の新着情報に掲出されましたが、4点の補完情報の提言。</p> <p>1)吹田市のサイトに記載のリンク先の“かたり”の内容は、総務省統計局が発信する文書のみで、別紙に概略が記載。 →9月18日に、私への毎日届く迷惑メールに当該のメールを受信しました。⇒市職員の方にも届いていると思われます。</p> <p>→添付画像。C70-国勢調査違法メール-PDF_20250918</p> <p>2)9月20日の市のサイトには、大阪府統計課の「250918-国勢調査「かたり調査」にご注意ください！」のリンクが貼られていません。</p> <p>→添付画像。C70-国勢調査。かたり。吹田市。大阪府のリンクなし</p> <p>・内容は、隣接市の豊中市で発生している訪問の事案が上記(1)に加えて記載。 →添付画像。C70-国勢調査。かたり。吹田市。大阪府のリンクなし</p> <p>3)9月20日の市のサイトの「かたり調査」にご注意ください！」の項の「不審に思われた際は、回答しないで速やかに“市にお知らせください。”」に、電話番号の傍記が必要。</p> <p>→添付画像。C70-国勢調査。かたり。吹田市。お知らせくださいに。電話番号要</p> <p>→添付画像。C70-国勢調査。かたり訪問。豊中市。電話番号あり_6月16日</p> <p>※国政調査の内容は個人情報であることから、不審な電話や訪問があったときは、素早い対応が求められます。</p>	<p>1及び2について 情報の充実を図るため、大阪府総務部統計課の「かたり調査」にご注意ください！のページのリンクを作成しました。 (担当:総務室)</p> <p>3について 早急に連絡いただけるよう、電話番号を追加しました。 (担当:総務室)</p> <p>4について 総務省統計局の国勢調査のホームページの、「がいこくごサポート」のページに多言語で回答方法等が記載されているため、令和7年度の国勢調査の情報に関する多言語での発信は行っておりません。 次の国勢調査実施時には、関係所管とも調整のうえ、多言語での情報発信についても検討いたします。 (担当:文化スポーツ推進室)</p>	総務室、文 化スporteツ 推進室	R7.9.22	R7.10.3

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>4)吹田市には、外国人の方が約7,000人?の方がおられます。⇒吹田市多文化共生ワンストップ相談センターのサイトを見ましたが、国勢調査についての説明文が見つけられません。 ※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				
4	<p>C73-市HPの「令和7年国勢調査の実施」への提言。</p> <p>標題について、9月20日の新着情報に掲出されましたが、6点の補完情報他の提言。</p> <p>※前回調査(2020年)から5年目。吹田市の世帯数は、約13,500増加(人口は約10,000人増加)しており、今回初めて記入される方もおられます。回答をネットで外出先でされる方。また記入をされた方は、いつ公表されるのか気になります。</p> <p>1)【国勢調査の回答方法】⇒吹田市のHPには、提出についての記載がありません。※調査票の封筒に記載されていますが… ⇒添付画像。C73-国勢調査の回答・提出方法。吹田市なし・茨木市の例</p> <p>2)【国勢調査についての問い合わせ先】⇒吹田市のHPには、土日・祝日対応についての記載がありません。※調査票の封筒に記載されていますが… ・他市(豊中市、箕面市、茨木市、高槻市、堺市、西宮市など)ではHPで周知がされており、吹田市に於いても記載が必要かと思います。 ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。吹田市。期間、土日・祝日対応記載なし ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。豊中市・箕面市・高槻市の例 ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。茨木市。コンタクトセンターでは、外国人世帯への通訳オペレーターを介した対応などが記載 ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。堺市。調査票が追加で必要な場合や、拡大文字調査票、点字調査票、調査票の対訳など ※駅で、白杖の方との会話で、知りました。 ⇒添付画像。C73-国勢調査についてのQ&amp;A。問い合わせ先。西宮市</p>	<p>1)の回答 紙の調査票での回答方法を追加しました。</p> <p>2)の回答 お問合せいただく時間や市へお問い合わせいただく内容等がわからないため、修正しました。</p> <p>3)の回答 調査結果の公表予定がわかるよう、修正しました。</p> <p>4)の回答 他市や総務省統計局を参考に、修正しました。</p>	総務室	R7.9.24	R7.10.3

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>3)「今回の調査結果の公表」について吹田市のHPには、記載がありません。発表予定時期や総務省統計局のHP(外部リンク)の記載で、理解が深ります。</p> <p>・令和8年5月末までに「人口速報集計」が公表され、同年9月末までに年齢別人口・世帯の状況などを集計した「人口等基本集計」が公表される予定です。</p> <p>⇒添付画像。C73-国勢調査の結果の公表。総務省統計局のHP(外部リンク)。茨木市、尼崎市の例</p> <p>・茨木市の結果の公表のリンク先。 <a href="https://www.e-stat.go.jp/">https://www.e-stat.go.jp/</a></p> <p>・尼崎市の結果の公表のリンク先。  <a href="https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.htm">https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.htm</a></p> <p>【要望】</p> <p>4)今年の国勢調査は、22回目。前回は、調査開始100周年でしたが、他市ではHPの冒頭に記載が有りましたが、吹田市のHPには記載されていませんでした。</p> <p>⇒添付画像。C73-国勢調査の概要・目的:22回目の調査。堺市・西宮市。他市でも記載あり。</p> <p>⇒添付画像。C73-国勢調査100年のあゆみ</p> <p>5)【参考】HPの構成で、西宮市のHPは、冒頭に各説明の項が目次形式で、見たい項目へジャンプ機能が有りました。</p> <p>⇒添付画像。C73-国勢調査について。西宮市(部分)</p> <p>6)【参考】9月21日投稿の-C70-(4)関連。</p> <p>⇒添付画像。C73-国勢調査。豊中市の外国人への周知。6か国語・国別のサイトのタイトル。</p> <p>※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				
5 歩道の凹みを補修してください	<p>場所は千里山佐井寺図書館の向かいの歩道です。</p> <p>今年、できた新築住宅の玄関前です。</p> <p>住宅の工事中に、車止めのポールが外されましたが、そのままの状態で放置されています。</p> <p>インターロッキングブロックが撤去されたままなので、自転車が転ぶ、視覚障害者が転ぶなど、の事故が起きそうで、危ない状態です。早急に対応してください。</p> <p>舗装の補修材で対応できると思います。</p>	<p>現地を確認させていただきました。</p> <p>歩道の凹みについては、歩道舗装工事の申請による工事であり、事業者に早急に対応するように指導させていただきました。</p> <p>また、歩道舗装の本復旧については10月中旬に施工予定であります。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	道路室	R7.9.29	R7.10.3

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6 C56-2.メイシアター入口の「1970年カナダ政府から寄贈された像」を清浄されませんか。	<p>標題について、9月8日に投稿。9月11日に回答を頂きましたが、疑問点です。</p> <p>【市回答9/11:文化スポーツ推進室】:6月に洗浄及びアクリルパネルの交換を行いました。</p> <p>1)8月に、アクリルパネルの交換は、確認ができましたが、彫刻の白い斑点は昨年の画像と殆ど変わらず目立ちます。清浄されたのか疑問に感じています。⇒洗浄は、市職員ですか？。それとも業者によるものですか？。</p> <p>⇒添付画像。C56-2.カナダ館の像。R6年10月22日撮影</p> <p>⇒添付画像。C56-2.カナダ館の像。R7年8月30日撮影</p> <p>2)メイシアターの方は、このようになるまでに、誰も気が付かれなかつたのでしょうか？。今回の件の一連の状況は、メイシアターの方は、全員が知つておられるのでしょうか？。</p> <p>3)メイシアターの施設の日常・定期点検(業者点検の発注)は、メイシアターが行っておられるのでしょうか？。それとも文化スポーツ推進室ですか？。定期点検の記録は残っていますか？。</p> <p>・日常点検で異常個所の発見をされた場合のルールは、どのようになつているのでしょうか？。</p> <p>3)メイシアター関連でのこれまでの投稿に対しての回答は、文化スポーツ推進室ですが、何故メイシアターから回答が頂けないのでしょうか？。</p> <p>※人事室および市議会の中の文教市民常任委員長に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>今回のお問い合わせにつきましては、市ホームページの「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)」にていただいておりますことから、市からの回答とさせていただきます。</p> <p>この度ご意見いただきしております清掃につきましては、指定管理者において適切に実施しております。ご指摘の斑点につきましては、像に入っている傷であり、洗浄時にも除去できないものでした。</p> <p>なお、いただきましたご意見につきましては、指定管理者に情報共有を行い、担当部署にて適切に対応をし、指定管理者において記録保管しております。</p> <p>何卒ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	文化スポーツ推進室	R7.9.29	R7.10.3
7 C75-「メイシアター前のカーブミラーが劣化大で機能していません」	<p>メイシアター駐車場出口の前のカーブミラーの鏡面が劣化大で全く機能していません。10年以上経過と推測。</p> <p>⇒添付画像。C75-カーブミラー。メイシアター前</p> <p>⇒添付画像。C75-カーブミラー。鏡面劣化大-拡大</p> <p>1)国道沿いの側道は、視界を遮るものが無く、視界は良好でありこのカーブミラーは、メイシアター駐車場の出口から、車が側道に出るときの為のものと考えます。※画像-下</p> <p>・カーブミラーが有ると運転者は、無意識にカーブミラーを見る…という一時的な脇見になると思います。</p> <p>2)このカーブミラーは、車でのメイシアター利用者のためと思いますので、無用であれば撤去を検討されませんでしょうか？。ポールの錆も目立ち始めており、加えて地際は今年の酷暑時期でも常に繁茂した植物に覆われており湿潤状態。⇒他市のように、ある日“ボキッ”となる可能性も…。</p> <p>3)吹田市は、“安心安全のまちづくり宣言”をされています。メイシアターの職員ならびに、市庁舎への車で出入りをされる後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長様、危機管理室や市職員の方々が何故気づいて行動をおこさないのか疑問。</p> <p>※危機管理室、人事室および市議会の中の文教市民常任委員長に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>当該ミラーについて、現地確認を行ったところ、吹田市で設置及び管理しているものではないため、補修することはできません。当該敷地を管理しております大阪府(茨木土木事務所)へご要望内容を報告いたします。</p>	道路室	R7.9.29	R7.10.3

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8 吹田市役所の駐車場誘導員	<p>阪急吹田駅前にある吹田市役所の駐車場誘導員について意見します。</p> <p>曜日に依って外部委託先から2-4名が勤務していると思います。駐車場から庁舎へ向かう横断歩道の誘導は必要だと思いますが、道路から車を呼び込む係と、駐車場内を巡回する係は不要と考えます。私自身、まともな誘導を受けた記憶がなく、毎度高圧的で偉そうな割に、役に立っているとは思えません。</p> <p>推測ですが、の方々に毎月100万円程度の経費が発生していると考えると、無駄に思います。</p> <p>市役所のかたがた、一般市民と同じ駐車場に停めてみてください。全く誘導員が居ないスーパー・マーケットの駐車場と何ら変わらないことが分かると思います。</p>	<p>本庁舎におきましては、歩行者の安全確保、駐車場混雑時の円滑な入出庫を可能とするため、施設警備と合わせて駐車場に警備員を配置しております。</p> <p>警備員に対しましては、駐車場における有効な誘導を行うよう、また、利用される皆様が不快な思いを抱くことが無い親切、丁寧な対応を行うよう、委託事業者を通じて指導してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>	総務室	R7.9.16	R7.10.6
9 C71「9月16日のNTT西日本不具合」に関する市HPでの周知が必要	<p>1)標題について、他市ではHPで周知がされています。119番通報の障害もあり、市民への周知は必要だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所の電話受付の方は、受信本数が極端に減少している筈であり、関係個所に情報提供、対応が必要と考えます。</li> <li>今回の投稿は、市内の企業で電話受付業務をしておられる方からの情報。「電話も、FAXも少なく、静かでした」の情報によるものです。 ⇒添付画像。C71-他市HPのNTT電話、119番通報の障害。9月16日</li> </ul> <p>2)吹田市の判断・対応をされる部署はどこですか？。</p> <p>※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>9月16日のNTT西日本の不具合については、障害発生後に本市HPのトップページにて情報を掲出し周知を図りました。9月16日の様な状況においては広報課と関係所管が連携し対応してまいります。</p>	広報課	R7.9.22	R7.10.6

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10 DV被害に関する市の広報表現について2	<p>■前回のWリボンプロジェクトの質問について</p> <p>&gt;内閣府では、毎年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施されており、また、厚生労働省では、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め取組を行っています。</p> <p>&gt;そうしたことから、本市では、毎年11月にWリボンプロジェクトとして、女性と児童への暴力防止について啓発を行っているものです。</p> <p>回答になっておりません。      「男性の被害がある現実を捉えなくても良いのか」      「公的機関は数の多寡にかかわらず、すべての被害に対して等しく向き合う姿勢が求められるのではないか」      お答えください。</p> <p>Wリボンプロジェクトは市の施策ですから簡単に変更できないのはわかりますが、男性のDV被害を啓発する運動を平行して展開するなど、方法はある筈です。</p> <p>■男女共同参画センター前のパネルについて</p> <p>男女共同参画センター前に設置されている「吹田市のDVと児童虐待の現状」というパネルで、DVについてはDV相談件数しか載っておらず、女性の相談が圧倒的に多いグラフになっています。</p> <p>しかし先の質問から、男性はDV被害を受けても相談しない傾向があることは明白です。このグラフは正確には「男性はDVを受けても相談できない」「男性の相談を受け入れる体制が不十分である」ことを示しています。</p> <p>その点に触れず相談件数のみのグラフを掲示するのは、「DV被害は女性が圧倒的に多い」という誤解を与えます。</p> <p>これは      &gt;より広く資料を参照し、より適切な表現でお伝えしていくよう努めてまいります。      とはいえない。見た人が誤解しない表現に修正をお願いいたします。</p>	<p>前回のWリボンプロジェクトの質問について</p> <p>Wリボンプロジェクトは、毎年11月に内閣府が「女性に対する暴力をなくす運動」、厚生労働省が「児童虐待防止推進月間」を実施していることから、本市においても啓発を行っているものです。</p> <p>DV等の暴力防止の取組はWリボンプロジェクト以外にも行っており、その際には、男性が被害者になることもあるという認識で取り組んでおります。</p> <p>具体的に申しますと、令和7年度においては、男性の立場に立った意識啓発の取組として、「男性の「生きづらさ」とは?~誰もが生きやすくなるヒント~」という講座を開催しました。また、市民スタッフと協同して発行している情報誌「ソフィア」においては、次号の特集記事として男性の悩みにスポットを当てた「どうする?男性たちのもやもや」を掲載予定です。記事の中では、男性は、女性に比べて相談することをためらう傾向があることを記載し、男性にも相談窓口を利用していくだけによる啓発を行っています。</p> <p>男女共同参画センター前のパネルについて</p> <p>グラフは、市が運営するストップDVステーションにおきまして、実際に受け付けた相談件数を表したものです。</p> <p>男性相談を案内する取組は、1の回答の中でもお示したとおり別途実施しております。今後も、様々な取組を重ねることで、広い視点で対応してまいります。</p>	男女共同参画センター	R7.9.22	R7.10.6

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11 C65-2、「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんのでしょうか？」	<p>標題について、9月12日に投稿。9月19日に回答を頂きましたが、提言です。</p> <p>1)[9/19-市回答]ミストシャワーの一部で目詰まりが発生したため現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 ⇒ミストシャワーの故障が分かったのは、何時ですか？業者への発注されたのは、何時ですか？⇒修理ができるのは何時ですか？。</p> <p>2)[私見]ミストシャワーの目詰まりが一部の個所で発生…との事ですが、今年の夏は、例年ない厳しい暑さで9月に入っても30度を超える日が続いています。目詰まりが一部の個所であるのであれば、ミストシャワーを稼働させて、来庁者への暑さが和らげる事ができたのではないかと思います。</p> <p>⇒貼り紙で、“修理手配しています”をされたら良かったのではと思います。</p> <p>3)今年の夏は例年にも増して厳しい暑さで、ニュースでも「過去最高気温」や「猛暑日連続」といった言葉が並び、気候変動を肌で感じる日々でした。特に、高齢者には。</p> <p>⇒添付画像。C56-2.ミスト。気温変化推移グラフ。1900~2024年は、2年前から2.9度急上昇</p> <p>⇒添付画像。C56-2.ミスト。2025年夏は「統計開始以降、過去127年間で最も暑い夏」9／9。昨年よりも、2.36度上昇。</p> <p>※環境部ならびに“安全・安心のまちづくり宣言”的主管部所である、危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ミストシャワーの不具合については、令和7年7月3日に判明しました。また、修繕対応を進めるにあたり、7月17日には事業者を伴い現地確認を行っております。</p> <p>現地確認の際にミストシャワーのポンプガリコール対象になっていることが判明したため、安全面等を考慮し、ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定です。</p> <p>本庁舎のミストシャワーにつきましては、例年7月1日から9月30日までの平日(正午から午後5時まで)に稼働しており、来期の稼働開始までには、ミストシャワーを問題なく稼働できるよう対応を進めてまいります。</p>	総務室	R7.9.25	R7.10.6
12 道端及び道路脇の雑草について	<p>岸部第一小学校付近及び、岸辺駅線路沿いの道(サッカー場の反対側の歩道)の雑草がかなり伸びており通行の妨げとなっています。</p> <p>雑草が刈られてもすぐに伸びてしまうため、道幅が狭く通行しにくく、危険となっているため雑草が生えている場所を埋めて道にしていただきたいと思っております。</p> <p>ご検討よろしくお願いします。</p>	<p>低木等、植樹を植えている箇所については、埋めることはできませんが、岸辺駅線路沿いの道(サッカー場の反対側の歩道)については、雑草が生い茂っている部分を令和7年度より順次インターロッキング舗装に変える工事を実施する予定です。</p>	道路室	R7.10.1	R7.10.7

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13 C50-3。「戦後80年夏の企画展 講演会」の広報に疑問?。	<p>標題について、9月5日に投稿。9月22日に回答を頂きましたが、疑問が有り…の投稿です。</p> <p>[9/22-回答]:本講演会は市報すいた8月号に掲載し、申込の募集を令和7年8月1日午前10時より開始いたしました。ホームページでの周知につきましては、同日同時刻に公開しております。</p> <p>1)人権政策室の回答は、「8月1日にHPにて公開しています」⇒吹田市HPの新着情報には、見当たりません。 ⇒添付画像。C50-3。「戦後80年夏の講演会」市HP新着情報8月1日:見当たりません</p> <p>2)回答は、「8月29日に募集定員に達しましたので、ホームページは8月30日午前0時付で定員に達した旨の追記とページの更新を行いました。 ⇒添付画像。C50-3。「戦後80年夏の講演会」市HP新着情報8月30日:見当たりません</p> <p>3)「新着タイトルの削除について」⇒新規の申込をストップする趣旨の更新であったため、新着情報には掲載しなかったものです。</p> <p>・申し込みが定員に達したのであれば、HP新着タイトルの削除ではなく、市HPの新着情報にも【募集終了】の案内が必要と思います。 ⇒添付画像。C50-3. 池田市HP新着の&lt;受付終了&gt;の表記 ※広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・ホームページの公開日について ご指摘の点について、システムを確認したところ、ページ更新日表示の設定が誤った状態となっており、本来のページ更新(ページ公開)が正しく表示されていないことが分かりました。その結果、8月1日付で新着情報に掲載されておらず、今回のような情報発信となってしまい申し訳ございませんでした。 今後はチェック体制を見直し再発防止に努めてまいります。</p> <p>・募集定員に達した後の新着情報への掲載について 9月4日及び5日に送信いただいた市民の声への回答(7吹市人第835号)のとおり、新規の申込をストップする趣旨の更新であったため、新着情報には掲載しておりません。 新着情報欄は常に新しい情報から順に表示されており、一定ページ数に達すると古い情報は表示から消えてしまうため、当室においては新規でお知らせする情報に限り新着情報に掲載するようにしております。</p>	人権政策室	R7.9.24	R7.10.8

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	C74-市HP新着の「今月のイベントクイズ」の疑問。	<p>1)標題について、7月1日に新着情報に掲出されましたが、何のイベントか不明。⇒タイトルに“平和祈念資料館”的付記が必要だと思います。 ⇒添付画像。C74-今月のイベントクイズ(2025年7月)のタイトル ・市民部 人権政策室は、平和祈念資料館のHPの広報のメンテナンスの正常化を速やかに図られたし。今年は戦後80年の節目の年です。</p> <p>2)平和祈念資料館のHP冒頭の新着情報の「今月のイベントクイズの9月分、8月分、7月分の回答」の更新期日が、すべて“7月1日”です。 ⇒添付画像。C74. 平和祈念資料館HPの新着情報</p> <p>3)今月のイベントクイズ(2025年9月)の募集サイトの更新日が、“2025年7月1日”です。今日は、9月24日です。⇒このサイトの作成者は、気づいて欲しい事象。 ⇒添付画像。C74. 平和祈念資料館。今月のイベントクイズ(2025年9月) ※…と、言うことは、市HP(Top頁)の新着情報に8月・9月は、掲出がされていなかったと判断できます。⇒せっかくの企画が市民に周知されません。</p> <p>4)因みに、7月、8月、9月のイベントクイズの回答者は、何名ですか？。</p> <p>5)クイズの正答率が低かったものについて、今後の展示・広報へのフィードバックは、何か取組んでおられますでしょうか？。</p> <p>6)平和祈念資料館の方は、紀元2600年に造られた吹田市の“軍人墓地”に行かれたことは有りますか？。広島への原子爆弾投下の次の予定は、小倉でした。⇒長崎市に変更。 ※広報課および市議会の中の文教市民常任委員長に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・新着情報掲出時のタイトルについて 当室においても同様の意見があり、ご指摘の件について8月分からは「平和祈念資料館」を追記し、分かりやすい表示となるようにいたしました。</p> <p>・更新期日について システムを確認したところ、ページ更新日表示の設定が誤った状態となっており、本来のページ更新(ページ公開)が正しく表示されていないことが分かりました。その結果、今回のような情報発信となつてしまい申し訳ございませんでした。 今後はチェック体制を見直し再発防止に努めてまいります。 今後はページ更新日の表示が誤って入力されていないかチェックを行い再発防止に努めるとともに、正しく市民に周知されるよう努めてまいります。</p> <p>・イベントクイズについて 7月から9月のクイズの解答者数は合計4人です。 正答率が低かった問題の活用については今後検討いたします。</p> <p>・軍人墓地について 吹田市有軍人墓地には、訪問したことはございません。</p>	人権政策室	R7.9.24	R7.10.8

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15 C63-2、「Fry (使用済み油で)to Fly(空を飛ぶ)！」家庭で使った使用済み油の回収…」での提言。	<p>標題について、9月11日に投稿。9月26日にお忙しい中、丁寧な回答を頂きありがとうございました。提言です。</p> <p>1)以前、テレビ番組のトリビアの泉というのが有りました。今回頂いた回答内容を環境部のHPに「環境部のトリビア」を掲載されたら、市民と環境部との間が近くなり、親近感が増すように思えます。</p> <p>・令和6年度の回収量は約8,000リットル(灯油のポリタンクで444本、ドラム缶で40本)。</p> <p>2)「回収量の推移グラフの単位が“トン”表記ですが…」他市では“リットル”表記をされています。</p> <p>[余談]：明石市の2024年度の回収実績は、39,716リットル。回収した廃食用油は、バイオディーゼル燃料に変えて明石市のごみ収集車等の燃料として使用しておられます。⇒吹田市は、“飛行機燃料として”的取り組みであり今更、方向転換は難しいですか…</p> <p>3)回収拠点の拡大について、各地区的公民館の採用を検討されませんでしょうか。</p> <p>・公民館の行事には、ご婦人の参加がが多いです。交流により回収量の増加が期待できるかも…。もしかしたら、公民館行事への参加者が増える副次効果も期待したいです。</p> <p>・回収拠点に、吹田市役所 環境政策室(高層棟2階)が有りますが、2リットルのペットボトルって重いです。市役所の正面玄関の受付コーナーの横にコンテナの設置とのぼり旗を置かれたら…</p> <p>4)環境月間でのイベント開催で、回収キャンペーンされたら、增量が期待できるかも…。併せて、プレゼントについて前回は、“すいたんグッズ”でしたが、主婦目線での台所用品の石鹼・洗剤など検討をされませんでしょうか？</p> <p>⇒添付画像。C63-2. 食用廃油の回収キャンペーン、石鹼との交換の他市例</p> <p>5)回収した食用廃油の提供は、有償譲渡ですか or 無償譲渡ですか？。⇒有償譲渡の場合は、原資としてプレゼント品の拡充をされたら…。</p> <p>6)「家庭で使った使用済み油の回収」のサイトに、“回収～空を飛ぶまでの流れ図”を貼り付けされたら、市民はイメージし易いです。</p> <p>⇒添付画像。C63-2. 食用廃油の回収～空を飛ぶまでの流れ図</p> <p>7)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。</p> <p>追伸: 私への回答メールのタイトルが「お問い合わせの件について(回答)」ですが、メールの受信ホルダーでは、内容が分かりません。⇒回答時のタイトルは、投稿時のタイトルの表記をお願い、致します。</p> <p>※市民部市民総務室に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>お問い合わせいただきました件について、以下のとおり回答いたします。</p> <p>1)貴重な御意見として頂戴いたします。      2)貴重な御意見として頂戴し、他市状況も確認していきます。      3)貴重な御意見として頂戴し、回収拠点について、公民館を含めた公共施設での増設を今後検討していきます。      4)貴重な御意見として頂戴いたします。      5)回収された廃食用油は業者に売却しています。インセンティブの項目については今後も検討をしていきます。      6)貴重な御意見として頂戴いたします。      7)回答時の件名について、分かりやすいように徹底いたします。</p>	環境政策室	R7.9.30	R7.10.8

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16 市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応6	<p>7月29日に人事室へ電話で問い合わせた際、過去に質問した件について「公園みどり室と障がい福祉室への聞き取りが不十分だったため、改めて聞き取りを行った上で再回答する」との説明を受けました。しかし、2ヶ月経過した現在も再回答をいただいておりません。</p> <p>つきましては以下を確認いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ヶ月以上回答を放置することが、社会人として常識的な対応と考えておられるのか</li> <li>・回答が遅れていることについて、謝罪をいただきたい</li> <li>・過去の質問、電話での質問への回答</li> </ul>	<p>・2ヶ月以上回答を放置することが、社会人として常識的な対応と考えておられるのかについて 7月29日のお電話では、公園みどり室、障がい福祉室への確認の御要望があったと認識していますが、回答をするといった約束はいたしておりません。</p> <p>・回答が遅れていることについて、謝罪をいただきたいについて 上記のとおり、回答をするといった約束はいたしておりません。</p> <p>・過去の質問、電話での質問への回答について 公園みどり室、障がい福祉室の対応を含め、適切に対応をいたしております。</p>	人事室	R7.9.30	R7.10.8
17 C76-豪雨による冠水ヶ所がハザードマップ・内水氾濫図になし。豊津駅前喫茶店	<p>豊津駅前の○○が、2013年の豪雨で、店内が冠水。スタッフの方が「今、応援を頼んでいます。」⇒土嚢を用意されました。 ⇒添付画像。C76-冠水Hollys-2013年8月25日+土嚢 ⇒添付画像。C76-内水氾濫。土嚢のストック ⇒添付画像。C76-内水氾濫。ハザードmapに記載なし 1)当該地域は、吹田市のハザードマップの内水氾濫の地図には、記載されていません。加えて、当時よりも坂の上の宅地開発が進み土の個所が減少し、保水能力が低下しており、また最近の豪雨は100mm/時を超過の報道が日常的に発生していることから、ハザードマップの内水氾濫の地図に記載が必要だと思います。 2)吹田市は、土嚢の配布について無償で提供をされていますが、土嚢の配布について申し出のあった方の個所と、内水氾濫のハザードマップとのチェックがされていないように思います。 ※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)内水ハザードマップは、対象区域内にある下水道施設、地表面の状況を大まかにモデル化し(各家屋の段差や舗装面のへこみや隆起、土地利用状況等を詳細にモデルには反映出来ていません)、あらかじめ設定した想定降雨による浸水シミュレーションを実施した結果、浸水が想定される区域をお示したものになります。 これは、想定で実施したものになり、実際の土地利用や降雨状況によつてはハザードマップで浸水していない箇所が浸水する場合もございます。 2)内水ハザードマップは、想定する降雨により浸水が想定される区域をお示させていただいています。 土嚢については、内水ハザードマップの内容に関わらず、希望があればお配りしており、内水ハザードマップとの整合確認は行っておりません。 吹田市では、近年、大きな降雨は降っておりませんが、全国的には、想定を超える大きな降雨が発生しています。 ハザードマップは、あくまで想定に基づいたものになるため、気象状況には十分ご留意いただけますと幸いです。</p>	経営室	R7.10.2	R7.10.8

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18 C77-車用の信号が、一方向しかない3差路、4差路の通行方法の周知が必要。	<p>1)【3差路】            ・直線側には、車用の信号が有りますが(画像下)、分岐側から交差点に進入-右折または左折時には、車用の信号が有りません。有るのは歩行者用の信号(押しボタン式)のみ(画像上)です。            ⇒添付画像。C77-車用の信号が一方向。【3差路】</p> <p>・直線路の信号が緑でも、分岐側から車が進入してくることがあります、信号の手前で何らかの案内表示が必要だと思います。</p> <p>2)【4差路】            ⇒添付画像。C77-車用の信号が一方向。【4差路】</p> <p>・この交差点の車用の信号は、目の前の左右の道路のみで前進の信号は有りません。有るのは歩行者用の信号(押しボタン式)のみ。</p> <p>・暫くすると、目の前の左右の信号が赤に変わり、歩行者用信号が緑に変わり、車の運転手は前進できます。</p> <p>・画像の奥から、この交差点へ進入される運転手は、同様に困られると思います。</p> <p>3)【自動運転(無人)の車の動きは、どのようにになりますか?】            ・私の車は、自動ブレーキ有りですが、前方の信号が緑に変わると、センサーが認識して「信号をご確認下さい」の音声による案内が有ります。</p> <p>・この交差点では、画像のように一つ先の信号が緑に変わり、車のセンサーが緑を認識して「信号をご確認下さい」の音声が…。しかし目の前の左右の信号が緑であることから、交差点内での衝突事故が発生することにもなります。            ⇒政府の自動運転の所管の部署に、このような交差点の場合での自動運転(無人)の車の動きがどのようにプログラムがされているのか、自動運転対応の可否について確認願います。</p> <p>※人事室および安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※市議会の中の建設環境常任委員会委員長に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)2)【3差路】【4差路】の交差点について            警察に通行方法を確認したところ、止まれの標識がある道路側について、車両は一時停止し、周辺の安全状況を確認して通行しなければならないとのことです。</p> <p>3) 国土交通省近畿運輸局に確認したところ、無人での自動運転を実施するとなると、車載カメラのみでの運行は難しいため、交通状況や信号位置・現示などのさまざまな道路事情をシステム内に取り入れるしくみを整備する必要があるとのことです。以上より、現時点では当該箇所での無人で自動運転を実施することはできません。</p>	総務交通室	R7.10.3	R7.10.8

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19 千里山西4-35の東の交差点で自転車通行違反	<p>千里山西4丁目35の東側にK字型の交差点があります。信号は歩車分離式になっていますが、ほとんどの自転車が車両用の信号ではなく歩行者用の信号で進行しています。</p> <p>そのため、横断歩道を横断している歩行者と垂直に交わります。ここは小学校の通学路であり、危険です。</p> <p>登校時に黄色い旗を持っている学童擁護員に話しましたが、「そんなんですよね～」と言うだけで自転車に注意しません。</p> <p>一度、警察官がいたため話ましたが、こちらも「そうですね」と言うだけで自転車に注意しませんでした。</p> <p>学童擁護員が警察に注意を徹底していただくか、「自転車は車両用信号に従ってください」という看板を設置するなどの対策をお願いいたします。</p>	<p>要望箇所の交差点について、頂いたご意見を吹田警察へ共有します。</p> <p>また、啓発看板の設置について、自転車は車道通行が原則ですが、歩道通行が認められている場合があり、歩道通行時は歩行者用信号に従う必要があるため、「自転車は車両用信号に従ってください」という看板の設置は困難です。代替案として、「自転車・歩行者は交通ルールを守って通行しましょう」等の電柱巻き付け式看板の設置を検討します。 (担当:総務交通室)</p> <p>この度は、令和7年9月26日付のメールでいただいた千里山西4丁目35の東の交差点での自転車通行違反に関するご意見につきましては、児童の安全に関わる大変貴重なご指摘をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の交差点が小学校の通学路であり、多くの児童が利用する場所での危険な通行実態について、当該校の校長も把握しており、安全のための注意喚起を実施しております。</p> <p>当該箇所の安全対策、自転車の交通ルール遵守及びマナーの徹底につきましては、関係部署や警察と引き続き連携してまいります。</p> <p>ご理解・御協力の程、よろしくお願ひします。 (担当:学校教育室)</p>	総務交通室、学校教育室	R7.9.26	R7.10.9
20 『市報すいた』に企画提案	<p>『市報すいた』に「運動はええよ」あるいは「高齢者向けコーナー」があります。このページに企画を提案します。</p> <p>有志が市内でおこなっている「早朝体操」の一覧表を掲載して、健康寿命の促進を促します。</p> <p>一覧表に収録を希望するグループを募集します。項目は、連絡先、会費(私のグループは入会金1000円のみ)、場所、時間(同夏期6時から、冬期6時45分から30分間)、その他(同、体験参加可)、です。</p> <p>私のグループの場合、紫金山公園神社側で毎朝30分間の体操をします。15年前まで30人が出席しましたが、今は12人です。近くの市場池公園の方が多い吹田市民が参加していますから、隣接する市域も含みたいと思います。</p>	<p>市報すいたでは、市民団体などの活動を応援するコーナーとして、「市民のひろば」を設けております。</p> <p>イベントの告知や仲間の募集にご利用いただけ、連絡先や会費、場所、時間をご記載いただけます。</p> <p>掲載には基準や申し込み期間などがありますので、まずは「掲載のてびき」をご確認ください。 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018880/1018881/1022168.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018880/1018881/1022168.html</a></p>	広報課	R7.9.29	R7.10.9

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21 北千里の再開発が遅すぎる。なんで2037年までかかるのか。	<p>近隣の千里中央は2032年に全面開業するのになぜそれより規模が小さい北千里は2037年までかかるのか?タワマンの建設に時間がかかるから?商業機能の建て替えにそんなに時間がかかっていては、高齢の家族が全面開業まで命が持たない。家族は北千里が生まれ変わるので楽しみにしているのに。</p> <p>しかも取り壊しが3年後とかありえない。来年か再来年に壊すと思って、もう北千里周辺ではカメラを持った住民が建て替え前のディオスの姿を撮ろうとカメラを向けていることが多くなっている。</p> <p>意見交換会は終わったのだからテナントの誘致を早くして来年後半くらいには取り壊しにかかった方がいいのではないかと思う。順次開業だから早くやった方がいい。</p> <p>そして北千里にはピーコックが戻ってきてほしい。</p> <p>千里中央でも北千里でもピーコックでは質のいい国産サーロインのお肉などが半額になると人がわらわら集まってきて、飛ぶように売れていたのを覚えています。特に北千里のピーコックではみんな割引狙いでウロウロしていたので、いつも買うのに大変でした。 だから絶対に戻ってきてほしい。</p>	<p>現在、北千里駅前の一帯的な再整備を目指し、市街地再開発事業の実現に向けて、事業検討主体である準備組合において計画検討が進められています。</p> <p>市街地再開発事業につきましては、土地及び建物の所有者の合意形成や生活再建方策の検討を図りながら計画検討が進められることや、都市計画決定、事業計画認可、権利変換計画認可など様々な法定手続きが必要となることから、工事着手までに期間を要する事業となります。</p> <p>また、工事着手後においては、地区センターとして地域の方々の生活に必要な商業機能や駅前ロータリーなどの公共機能の継続を考慮し、工事と施設オープンを段階的に実施する必要があるため、工事期間についても長期に及ぶことが想定されています。</p> <p>過日のお問い合わせの回答と重複し恐縮ですが、市街地再開発事業後のテナント誘致などにつきましては、今後、準備組合において、地域ニーズや地権者の意向、周辺商業施設の立地状況などを踏まえ、持続可能で魅力的な商業施設の整備に向け、検討が進められるものと考えています。</p>	計画調整室	R7.9.29	R7.10.10

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	C69-2。「駅前の“町名街区地図案内板”的正常化が必要」	<p>標題について、9月17日に投稿。9月26日に回答を頂きましたが、疑問 &amp; 提言です。</p> <p>[9/26-市回答(要点)]①:市内全域で102箇所あります。②:例年の予算の範囲内で全て補修することは難しい。③:修正が必要な箇所を優先づけて実施。</p> <p>1-1)市内全域で102箇所設置されていても、良好な案内板～軽微な修正で対応可～地形図の修正要～速やかに対処すべきものまで色々。⇒全ての案内板の正常～要修正～要改修の程度の把握・緩急度などの管理はできていますか？。</p> <p>・投稿した、案内板の設置時期は、2010年であり、15年が経過。⇒修正済のヶ所、修正未のヶ所が混在。前回投稿のように、補修ヶ所に整合性・一貫性が有りません。</p> <p>1-2)例年の予算の範囲内で…⇒単に前年並みの工事費の要求に思えます。⇒令和7年度予算の要求(具体的なヶ所の件数・金額)の根拠は、どのようにされましたか？。</p> <p>1-3)優先付け・緩急度の定義は、有りますか？。経年、公共施設の移転、通行者の多い駅前の案内板、市職員での対応可否、業者への発注。</p> <p>2)[再掲] 公共施設の移設工事の稟議書起案者が、“町名街区地図案内板”的管理部署に情報提供をするルールは、ありますか？。</p> <p>3)追伸:朝日が丘町17の市施設-わかたけ園は相当前に移転。藤が丘町35の池は有りません。小規模の公園(遊園)の表示にはらつきがあります。⇒昭和の時代からの“遊園”を含めて数か所が、表示されていません。</p> <p>※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1-1)について 「町名街区案内図」であるため、街区の変更箇所を優先的に更新していますが、案内図としての役割も担っているため、公共施設や規模の大きい建物等も優先し更新を行っています。項目ごとに更新を行っているため各案内板で更新度合に差があることは認識しています。</p> <p>1-2)について 街区の変更箇所を優先的に更新する必要があるため、令和6年度に街区変更を行った箇所について、10基分の補修作業費用を予算要求したものです。</p> <p>1-3)について 「町名街区案内図」であるため、街区の変更箇所を優先的に更新していますが、案内図としての役割も担っているため、次いで公共施設や規模の大きい建物についても優先的に更新しています。</p> <p>2)について 現時点ではルールはありません。</p> <p>3)について 更新必要箇所として、今後の補修作業のあり方も含めて検討していきます。</p>	市民課	R7.9.29	R7.10.10

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23 一時保育制度の運用改善についての要望	吹田市の一時保育について、現行の抽選・自動割当方式では、利用者に大きな偏りが生じています。園側も「全く当たらない人」と「頻繁に当たる人」の差を感じており、機械的な割当が実態として公平に機能していない可能性があります。また、保育士不足も枠の制限に繋がっており、利用希望者全員が月に一度でも利用できるようにするには、保育士の採用推進や待遇改善が不可欠だと感じます。さらに、妊娠中や体調に不安がある家庭に対しては、一定の優遇措置を検討いただけすると大変助かります。制度の公平性を保ちつつ、より柔軟な運用が可能となるよう改善を強く要望します。	<p>この度は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>一時保育は、非常にニーズが高く、現在、御利用を御希望される方が多くの申込をいただいておりますが、一時預かり自体の提供量が不足していることから、御利用いただくことが難しい状況となっております。御利用を御希望の皆様には御不便と御迷惑をおかけしております。</p> <p>利用申込に当たりましては、申込された際の状況(利用予定日・利用予定施設・申込人数等)によって、当選する確率も様々です。その中で、御利用される方の御事情に応じて優先順位付けをすることは難しく、公平性の観点から、定員を上回る利用申し込みがあった場合は、機械的な抽選を行っているところです。</p> <p>少しでも多くの皆様に御利用いただけるよう、実施箇所数及び受け入れ枠の拡大に向けての取組を引き続き進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、保護者の災害、葬祭、その他(看護、介護等)などにより、緊急かつ一時的に家庭における育児が困難なときは、緊急の一時保育が御利用いただける場合があります。詳しくは利用希望の施設に直接お問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。</p>	子育て政策室	R7.9.30	R7.10.14

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24 吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会6	<p>9月29日に電話にて、市職員が当方の質問を取り違えている点について、以下のとおり説明いたしました。改めて文書にて回答をお願いいたします。</p> <p>●「地域自立支援協議会が機能していなかった」との表現について 当方がこの表現で指しているのは、「地域自立支援協議会が10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかっただ」という事実です。 本意が正しく伝わるよう、上記の意味に読み替えた上で、再度ご回答ください。</p> <p>●質問2と質問3について 市のご回答では「回答が必要のことであれば、どういった質問かを再度、明確にしてください」と記載されていました。 しかし、当方の質問文には既に明確に記載しており、再提示を求める理由はありません。 なぜこのような不適切な回答になったのか、ご説明をお願いします。 また、事務処理上の不備であると考えますので、謝罪も併せて求めます。</p>	<p>本市といたしましては、障がい福祉計画策定において『全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する』ということは策定プロセスにおいて十分にできていないとの認識にはありますが、○○様がご指摘の「地域自立支援協議会が10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかっただ」という見解ではございません。</p> <p>令和7年9月12日付けでいただいたご質問に対し『全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する』ということは策定プロセスにおいて十分にできていないという点につきまして、以下のとおり改めて回答いたします。</p> <p>【質問1-1①】 ・「この10年間、会議を機能させるためにどのような努力を行ったのか、なぜそれで機能しなかったのか」について 【回答】 「計画策定に当たり、自立支援協議会の意見を反映するためにどのような努力を行ったか」と読み替え、以下回答いたします。 この10年間も、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定の際に、地域自立支援協議会全体会議において、計画について報告し、意見聴取を行うという努力はいたしましたが、自立支援協議会全体としての課題の整理、計画策定スケジュールと自立支援協議会全体会議開催スケジュールの調整などについて課題はあったと考えております。</p> <p>【質問1-1②】 ・「当事者会において、私が会議が機能していないことを指摘したにもかかわらず議事に反映されませんでした。会議を改善する意志があるなら、なぜ反映しなかったのか」について</p>	障がい福祉室	R7.9.30	R7.10.14

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>【質問1-1③】          「・会議を運営するファシリテーションの技術は、市職員に通常求められる基本的な職務能力と理解しております。それにもかかわらず、なぜ会議が適切に運営できなかったのか」について</p> <p>【質問1-1④】          「・10年間の努力で成果が出なかったにもかかわらず、今後も努力するだけで成果が出ると考える根拠」について</p> <p>【回答】          前回の9月26日付けの回答のとおりです。</p> <p>【質問1-2①】          「会議が機能していなかったという認識ではございません。          それは最初の回答の、          &gt;全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができておらず          と矛盾しております。どちらが正式な見解なのか明確にしてください。」について</p> <p>【回答】          「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということを、策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかった」とは考えていますが、それがすなわち「会議が機能していなかった」とは思っておりません。</p> <p>【質問1-2②】          また、「10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを大きな問題と認識しているのかどうか、明らかにしてください。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>【回答】          前回の計画策定時には、「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということが十分にできておらず、書面による意見集約に留まった点は、次回、改善をしていきたいと考えております。          改善すべき課題であるとは認識しておりますが、○○様が以前「責任を取る行為」として例示された職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表などを必要とする問題ではないという認識でございます。</p> <p>【質問1-3】          「地域自立支援協議会にかかる職員の人事費等の算出は困難          「会議回数×参加職員数×平均滞在時間×平均職員時給=概算人件費」で概算可能です。          会議にかかった費用が不明なのであれば、10年間会議が機能していなかったことがどれだけ大きな問題なのかも判断がつかない筈です。費用が不明な段階で「責任を取る必要がない」と判断した根拠を明らかにしてください。」について</p> <p>【回答】          計画策定プロセスにおいて、「全体会議として検討した課題を基に専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは十分に行うことができていなかった」との認識ですが、計画策定における地域自立支援協議会への意見聴取は、障害者総合支援法における努力義務であるため、概算人件費が不明であるために大きな問題なのか判断がつかないとのご指摘には当たらないと考えております。          ただ、課題はあるという認識であるため、今回の計画策定においては改善を図ってまいります。          改善し、取り組んでいく内容につきましては、9月26日付けの質問1-1の回答④のとおりです。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>【質問2と質問3】      市のご回答では「回答が必要とのことであれば、どういった質問かを再度、明確にしてください」と記載されていました。      しかし、当方の質問文には既に明確に記載しており、再提示を求められる理由はありません。      なぜこのような不適切な回答になったのか、ご説明をお願いします。      また、事務処理上の不備であると考えますので、謝罪も併せて求めます。</p> <p>【回答】      ○○様の質問については、以下傍線部分でお示しのとおり      「【質問2】他の質問でもこの回答が多いですが、このような回答をくり返すことは、市職員に中学生レベルの国語力がない（＝職務遂行能力がない）ことを示すことになりますのでご注意ください。」、      「【質問3】</p> <p>●問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に文章が不明瞭で、決定したかどうかが不明瞭です</li> <li>・決定したことを委員が了承していません。委員は決定について何も発言していません</li> <li>・「調整が必要」「また進捗を報告する」は、委員選定が未確定であることを示しています</li> </ul> <p>&gt;「他の議事録も変更されています」との御意見につきましては、今後の議事録作成の際に留意させていただきます。</p> <p>何を留意するのか不明です。</p> <p>なぜ変更したのか、それが適切だったのかの説明もないままでは、留意しても無意味です。」</p> <p>との文章であり、どの部分が質問か明確ではなかったため、「質問と読み取れる部分がない」と判断したものであり、事務処理上の不備ではありません。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>この件に関し、9月29日に○○様より電話にてお問い合わせのあつた点については、以下のとおり回答いたします。</p> <p><b>【自立支援協議会の実績について】</b>          ○○様は「自立支援協議会での意見聴取により実施した施策は、自立支援協議会の実績として認められない」とのご見解と存じます。          しかし、市といたしましては、意見聴取も自立支援協議会の活動の一環として考えているため、○○様と本市における、見解の相違があるものと思います。          地域自立支援協議会が、意見聴取のみならず、課題から実際の活動につながりそれが市の施策になるという一連の流れができる協議会となるよう、引き続き協議会とともに取り組んでまいります。</p> <p><b>【当事者会の委員14名について】</b>          ○○様ご指摘の「決定したことを委員が了承していません。委員は決定について何も発言していません」につきましては、了承した発言はなかったものの、異議を申し立てる発言も確認できておりません。          また、○○様のご指摘の「調整が必要」「また進捗を報告する」は、委員選定が未確定であることを示しています」につきましては、令和4年4月当事者会議事録の【結論】に記載の「追加で選定する4名の方については、今回の判断に至った経緯を報告した上で、就任を承諾いただけるかの意向確認を行う。」「次回会議からは、就任を承諾いただいた方を含めて、当事者会運営を行う。」との記録のとおり、次の令和4年5月の当事者会開催までに調整を行った結果、令和4年5月の議事録では、当事者委員14名が出席の上、自己紹介をされ、当該任期は14名を委員とするという方向性に至り、御活動いただいたと認識しております。          また、その後の当事者会の記録においても、委員定数に関して議論をされたという記録は確認できませんでした。          そのため、当事者会の他の委員も了承の上、進めてきたものと考えています。</p> <p>また、改めて文書での回答が必要な場合は、お電話では頂いた質問に市として正確に回答をすることが難しいため、文書にてお問い合わせいただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	C79-「そな んだ吹田～吹 田がわかる50 のデータ」サイ ト内のデータに 古いものが…	<p>1)標題について、2025年3月28日に市HPに掲出されており、冒頭の説明文に「データは毎年3月ごろに更新予定です。」の記載が有りますが、記載年が遅いもののが有ります。</p> <p>⇒行政経営部 企画財政室は、更新を速やかにお願い致します。吹田市内で起業を考えておられる方や、事業をされている方が参考にして事業計画を立てておられるかもしれません。</p> <p>⇒添付画像。C79-「吹田のデータ-50」(部分)</p> <p>⇒添付画像。C79-「吹田のデータ-50」。外国人人口。2023年12月</p> <p>2)吹田市の重要な多くの指標ですが、市HPの新着情報に掲出がされていません。多くの市民への情報周知により市政への関心を持って頂けるのでは?…と思います。</p> <p>⇒添付画像。C79-「吹田のデータ-50」。新着情報-3月28日になし ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)「そなんだ吹田～吹田がわかる50のデータ～」を更新する3月時点において、外国人人口割合を算出する際に用いる大阪府統計年鑑は、令和5年度(2023年度)が最新だったため、グラフ・表の時点を資料全体で揃えているものです。</p> <p>今後とも市民の皆さんにとって、分かりやすいデータを提供できるよう、努めてまいります。</p> <p>2)市ホームページへの新着情報への掲出について、今後いただいた御意見も参考に、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>	企画財政室	R7.10.6	R7.10.14
26	歩きタバコに ついて	<p>やや涼しくなり歩きタバコが増えています。</p> <p>近所では南千里駅周辺、佐井寺小学校周辺、佐井寺北公園内、佐井寺北公園～いいだ歯科～キリスト教の教会?の前の道がかなり多いです。</p> <p>佐井寺小学校のフェンスには数を増やしてくださってありがとうございます！</p> <p>それでも、小学校の真横で小さな子連れにも関わらず歩きタバコをする親(ほぼ100%父親です)もいて困っています。</p> <p>教会の前の一本道は、歩道が片側にしかなく反対側は狭く危険なので歩きタバコや路上喫煙者がいる場合迂回できません。</p> <p>つい先程も短時間に2人も歩きタバコがいて苦しかったです。</p> <p>旗などは難しくても歩道の地面に歩きタバコ禁止とプリントすることはできないのでしょうか?</p> <p>近所の保育園の子供たちがお散歩で歩いている時に歩きタバコとすれ違っている場面も見たことがあります、受動喫煙はもちろん火傷などしないか心配に感じました。</p> <p>私がつい「臭い！」と言ってしまうと、逆に歩きタバコしてる人に睨まれて怖いのですがどうしたらいいのでしょうか…。</p> <p>ついでお聞きしたいのですが、数ヶ月前に引っ越してきたマンションの隣人が、三人の小さいお子さんがいるのに昼夜問わず頻繁に歩きタバコをしていて佐井寺小学校西側(ヤクルトやまや横)を、小学生が下校中でもお構い無しに歩きタバコをしていて本当に困っています。今朝は、お子さんと歩いて○○へ登園する際にも歩きタバコをしていました。子供の目の前で喫煙するなんて酷いと思いますし、条例違反だと思うのですがどうやったら第三者から注意していただけますか？</p>	<p>歩道や公園に歩きたばこ禁止の啓発標示物を設置することは、道路安全上の問題や景観上の問題から、即時設置は難しい状況です。設置場所の確保等、道路管理部署及び公園管理部署と慎重に検討してまいります。</p> <p>歩きたばこを行っている条例違反者の情報につきましては、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R7.10.3	R7.10.17

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>隣人なので直接注意するのは怖くて無理です。うちの子供に何か危害を加えられる可能性もあるので怖いです。</p> <p>佐井寺小学校のフェンスの張り紙は、その喫煙者には一切見えていません。注意書きの目の前を歩きタバコで何度も通っています。やはりこちらも、目に入りやすい地面に分かりやすく表記していただくことなどは無理なのでしょうか?</p> <p>やまと裏周辺は登下校時は小学生の往来が多く、狭い道なのに車バイクや自転車のスピードも早く毎日怖いと感じる場所なのですが、それに加えて歩きタバコにも注意しなくてはならないのが、子供の登下校を見ていてとても心配です。</p> <p>歩きタバコを無くすために何か効果的な策はないでしょうか！？どうかよろしくお願ひいたします。</p>				
27 C73-2.市HPの「令和7年国勢調査の実施」への提言。	<p>標題について、9月21日(C70)、9月23日(C73)に投稿。10月3日に回答を頂きましたが、外国人の方への周知対応に疑問、提言。 [9/21投稿(再掲)]:吹田市には、外国人の方が約7,000人?の方がおられます。⇒吹田市国際交流協会のサイトを見ましたが、国勢調査についての説明文が有りません。</p> <p>→添付画像。C73-2。「国勢調査」外国語対応。吹田市国際交流協会[10/3、市回答(担当:文化スポーツ推進室)]:総務省統計局の国勢調査のホームページ、「がいこくごサポート」のページに多言語で回答方法等が記載されているため、令和7年度の国勢調査の情報に関する多言語での発信は行っておりません。</p> <p>・次回の国勢調査実施時には、関係所管とも調整のうえ、多言語での情報発信についても検討いたします。</p> <p>→添付画像。C73-2。「国勢調査」外国語対応。市回答(4) 【私見】</p> <p>1)回答が、国勢調査の主管部所の総務部 総務室ではなく文化スポーツ推進室であり、回答内容から、総務室は外国人対応の窓口である文化スポーツ推進室への要請が無かったものと思えます。しかし、国勢調査は全国民が対象であり、文化スポーツ推進室は当然認識をされており、総務室に対して「何を、どうしたら良いのか」…の声掛けが必要だったと思います。更に加えると、吹田市国際交流協会の職員の方も、同様に連絡をされたら良かったのでわ…。</p> <p>2)文化スポーツ推進室の回答内容は、「総務省統計局の国勢調査のホームページの、「がいこくごサポート」のページに多言語で回答方法等が記載されている」との事でしたが、リンク先が市HP国勢調査のサイトならびに吹田市国際交流協会のサイトに国勢調査の具体的な表記が有りません。⇒リンクを貼らなければ外国人の方の目に入りません。欲をいえば、QRコードをプリントされれば良い。</p> <p>→添付画像。C73-2。「国勢調査」。総務省統計局「がいこくごサポート」</p>	<p>1、2、4について 他部署とも連携し、外国人に必要な情報発信の充実に引き続き努めています。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>4について 市HPの“結果の利用の項”については、総務省統計局の国勢調査キャンペーンサイトの一部を引用し、作成しております。御指摘の通り、結果の利用については、公共団体だけではなく、企業や学術・研究機関においても、活用されているため、修正いたします。 本市における、令和2年国勢調査の回答状況(インターネット・郵送)は、参考の率ですが79.7%(ネット43.2%、郵送36.5%)です。(総務省統計局ホームページ、令和2年国勢調査の概要の令和2年国勢調査の回答状況(インターネット・郵送)より) 9月30日現在の外国人人口ですが、8,241人です。 (担当:総務室)</p> <p>5について 新着情報への掲出については、不審メールへの注意喚起など、限定的に行っており、9月29日の更新情報については掲出を行いませんでした。なお、「令和7年国勢調査の実施」のページについては、トピックより常時遷移できるようにしており、広報に努めています。 (担当:総務室)</p> <p>6について 今後は、関係部署と連携を取りながら、広報に努めて参ります。 (担当:総務室)</p>	文化スポーツ推進室、総務室	R7.10.6	R7.10.17

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>3)先日、国勢調査の回答率について新聞に記事があり、前回の2020年は、83.7%。1995年は、99.5%。要因として個人情報記載の警戒感、単身世帯やオートロックマンションの増加などが影響したよう。</p> <p>4)文化スポーツ推進室の回答に「次回の国勢調査実施時には、(中略)多言語での情報発信についても検討します。⇒外国人対応について、他市のHPでは、取組がされています。</p> <p>・吹田市の外国人人口は、前回調査時(2020年)は、4718人(総務省統計局)。2023年12月時は7014人(吹田市)。3年間で約2300人増加。⇒5年間では、単純に比例増加と仮定⇒3800人増加で、8500人。⇒約1.8倍に。</p> <p>・吹田市の人口は、前回調査(2020年)から5年目。5年間で吹田市の世帯数は、約13,500増加(人口は約10,000人増加)しており、初めて回答をされる方もおられます。</p> <p>・市HPの“結果の利用の項”的記載内容:「国勢調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政運営を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されています。」⇒記載内容と実施内容に整合性を持たせてください。※他市:大学等の研究機関は国勢調査の結果を基礎資料として、社会・経済の分析を行います。</p> <p>※吹田市の市政運営は、現在、第4次総合計画(2019~2028年度)に基づき行われており、後半に入っています。第5次総合計画の策定は、1年ほど前から実績把握・情報収集・分析・今後10年間の方針などの作業が考えられます。国会においても日本の人口の高齢化・労働生産人口の減少・外国人との共生の議論が始まっています。今回の国勢調査は吹田市にとっても重要な意味があり回答者の増加による精度の高いデータが求められるのでわ…と個人的には思います。</p> <p>⇒吹田市の前回の回収率(出典も)ならびに、9月30日現在の外国人の人口が分かれば、教えていただけますでしょうか。</p> <p>※回答は、遅くなってもかまいません。回収率を高められがあれば、市民への周知をお願いいたします。</p> <p>5)9月21日、9月23日に投稿により、国勢調査の市HPが9月29日に更新されていますが、市HPの新着情報に掲出がされていないことから更新内容が、市民への周知が出来ていないと思います。</p> <p>⇒添付画像。C73-2。「国勢調査」9月29日新着に無し</p> <p>6)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。</p> <p>※市議会の中の財政総務常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※市議会の中の文教市民常任委員会委員長に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28 DV被害に関する市の広報表現について3	<p>■Wリボンプロジェクトについて</p> <p>&gt;「男性の「生きづらさ」とは？～誰もが生きやすくなるヒント～」という講座を開催しました。</p> <p>その受講者は20人程度であり、広報・啓発としての影響は限定的です。</p> <p>また、講座内容は男性の生きづらさの原因を男性自身に帰すものであり、男性を被害者として扱っているとはいえないものでした。</p> <p>&gt;「ソフィア」においては、次号の特集記事として男性の悩みにスポットを当てた「どうする？男性たちのもやもや」を掲載予定です。</p> <p>つまり、これまでの広報・啓発においては男性被害者への理解促進が十分ではなかったと評価できます。</p> <p>■男女共同参画センター前のパネルについて</p> <p>&gt;見た人が誤解しない表現に修正をお願いいたします</p> <p>に対する回答になっておりません。相談件数のみのグラフが見る人に誤解を与える可能性についてどのように対応されるのか、ご回答ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Wリボンプロジェクトについて いただいた御意見は今後の広報・啓発の参考とさせていただきます。</li> <li>男女共同参画センター前のパネルについて 御指摘のパネルについては古いデータを使用したものであるため、また、当センターの来年度着工予定の大規模修繕工事に向けた準備のため、掲示の取りやめを予定しております。今後の啓発活動につきましては、○○様の御意見を参考にしながら、様々なお立場や御意見の方にも御理解をいただくことができるよう、更に努めてまいります。</li> </ul>	男女共同参画センター	R7.10.7	R7.10.20

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	C71-2。「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要。	<p>標題について、9月21日に投稿。10月6日に回答を頂きましたが、他市のHPでは、119番通報の障害についての記載(前回投稿時にも記載)しており…からの疑問。  ⇒添付画像(再掲)。C71-他市HPのNTT電話、119番通報の障害。9月16日  [10/6市回答(広報課)]:(前略)障害発生後に本市HPのトップページにて情報を掲出し周知を図りました。(2)(前略)広報課と関係所管が連携し、対応してまいります。  1]:市の回答内容は、市HPに“NTT西日本の不具合を掲出しました”のことですが、119番通報の障害についての記載はされましたのでしょうか?  ・吹田市役所も通話障害が発生した…との事ですので、消防署の通信システムも市役所と同じシステムの場合、119番通報も障害があったと思います。⇒広報課は、消防署と連絡をとり、119番通報に障害があった場合の代わりとなる対処方法について市HPに記載されましたのでしょうか?  ・伊丹市では、死亡事故がありました(因果関係は不明)。また、緊急対応が必要な場面には、110番通報。道路陥没・水道管の破裂など色々な事象があります。⇒代わりとなる連絡方法について市HPに記載が必要と思います。  ⇒添付画像。C71-2。NTT西日本の不具合。119番不通で伊丹市で死亡事故  ・今回のNTT西日本の不具合は、50分ほどで解消されましたが、2022年のKDDIの通信障害は、61時間でした。台風や竜巻・地震などで、大規模な通信設備の被害があった場合に備えて、最悪の場合の対応方法も検討をされておかれたらと思います。  ⇒添付画像。C71-2。NTT西日本の不具合。2022年にはKDDIで61時間不通  ・後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。  2][私見]:今回の119番通報の障害については、NTTのコメント「受け側がNTT回線を使っている」。  ⇒添付画像。C71-2。NTTのコメント、119番通報の障害。「受け側がNTT回線を使っている」  追伸:私への回答メールのタイトルが「【吹田市広報課】市民の声の回答について」ですが、メールの受信ホルダーでは、内容が分かりません。⇒回答時のタイトルは、投稿時のタイトルの表記をお願い、致します。  ※“市民の声”の所管部である、市民部市民総務室に供覧願います。  ※危機管理室に供覧願います。  ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。  ※写真については、公表しておりません。</p>	障害発生当日においては障害発生の旨に加え、総務予防室と連携し119番通報の通報手段についてや復旧状況の情報を都度トップページに掲出しておりました。	広報課	R7.10.7	R7.10.21

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30 千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について8	<p>〈質問6-1〉出入口は特定公園施設か 公園の出入口が特定公園施設かどうかという件について、10月7日のメールで市から国土交通省に問い合わせた際の回答を送っていました。 市は国交省が「全ての出入口が特定公園施設ではないことは分かるはず」と説明したと書かれていますが、回答からはそうは読み取れません。</p> <p>国土交通省の回答にあったのは、ガイドラインと省令の以下の部分です。</p> <p>--      -◇:望ましい整備内容      -都市公園移動等円滑化基準の第三条一号から第七号の基準に適合する園路及び広場を、「移動等円滑化園路」という。      -移動等円滑化園路の考え方      -◇:可能な限り移動等円滑化園路を複数確保することが望ましい      (園路及び広場)第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。)第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  --      以上から「全ての出入口が特定公園施設ではない」ことは導けません。市が主張している「起点」という言葉も出てきません。</p>	<p>〈回答6-1〉 10月7日の回答に記載の、国土交通省から頂いた回答メールの内容と重複いたしますが、「バリアフリー法施行令」第3条における特定公園施設の定義、及び「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」第3条における園路及び広場の基準により、出入口と各公園施設との間の経路を構成する園路及び広場が特定公園施設となっており、出入口単独で特定公園施設として位置づけられていないことがわかります。 これが「すべての出入口が特定公園施設ではない」ことの根拠になります。</p> <p>〈回答6-3〉 問題はないと考えております。 なお、今後、同じ内容の質問をいただいた場合については、説明の繰り返しとなることから、回答を差し控えさせていただきます。</p>	公園みどり室	R7.10.8	R7.10.21

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>そもそもガイドラインと省令から「全ての出入口が特定公園施設ではないことは分かる」のであれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私が最初に質問したときに市からそういう反論が来る筈</li> <li>・私が国交省に問い合わせて「出入口は特定公園施設に当たる」という回答が来る筈がない</li> <li>・国交省のメールにそう断言した記載がある筈(現時点では吹田市が『国交省がそう言った』と証言しているだけ)</li> <li>　といった疑問点が浮かびます。これは不自然です。</li> </ul> <p>「すべての出入口が特定公園施設ではない」という根拠がない以上、私が国交省からいただいた「出入口は特定公園施設に当たる」という回答が有効になります。この点についてご見解をお示しください。</p> <p>-----</p> <p>〈質問6-3〉努力義務 吹田市が公園のバリアフリーの義務・努力義務履行状況を15年間「理由なく」調査して来なかった件について、市は「責任を取る必要があるのか判断できかねます」と回答しています。 これについて前回の電話で「この件は市役所として何ら問題ないと思えてしまうか?」と質問しましたが、ご回答いただいておりません。ご回答ください。</p>				
31	<p>C81-「吹田市の“消防の歴史”沿革のサイトを発見しました。」</p> <p>標題について、今日、This is 大発見をしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明治39年7月(1906年)～令和6年の現代までの消防、吹田市の歴史が沢山、詰まっていました。</li> <li>⇒添付画像。C81-消防の歴史。沿革史(明治39年～現代)</li> <li>・個人的には、吹田市の消防、吹田市の100年以上の歴史が詰まつてあります。一市民として素晴らしい資産を残して頂き、ありがとうございます。吹田市消防の職域文化に感謝です。</li> </ul> <p>[提言]：当該のサイトは、吹田市消防本部のHPの「消防本部からのお知らせ」⇒「消防年報」⇒「沿革の概要」…で、やっと辿り着きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒添付画像。C81-吹田市の“消防のお知らせ・広報”</li> <li>⇒添付画像。C81-吹田市の“消防年報”</li> <li>・沿革のサイトが、現在「消防本部からのお知らせ」の項の中に有り、市民の目に触れる事は、非常に少ないと思います。更新の都度、市HPの新着に掲出されることをお願い致します。</li> <li>⇒「消防広報」の項に「吹田市の消防の沿革(明治39年～現代)」を追記されませんでしょうか？</li> </ul> <p>※消防への求人募集を毎年、されていますが、もしかしたら応募のきっかけになれば、嬉しいです。</p> <p>※広報課ならびに、市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ご意見を頂きましたとおり、そう言っていただけると幸いですので、吹田市消防本部の「消防広報」の項に10月15日に掲載いたしました。</p>	総務予防室	R7.10.14	R7.10.21

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32 C76-2.豪雨による冠水ケ所がハザードマップ・内水氾濫図になし。駅前喫茶店	<p>標題について、10月2日に投稿⇒10月8日に回答を頂きましたが、冠水被害の個所は、ハザードマップ・内水氾濫図に記載された方が良いと思います。</p> <p>[10/2投稿(部分・再掲)]：内水氾濫の地図に記載が必要だと思います。 ⇒添付画像。C76-2.冠水Hollys-2013年8月25日+土裏</p> <p>[10/8市回答(部分)]：あらかじめ設定した想定降雨による浸水シミュレーションを実施した結果、浸水が想定される区域をお示したものになります。実際の土地利用や降雨状況によっては(中略)浸水する場合もございます。</p> <p>1)内水氾濫のハザードマップの想定雨量は、1時間当たり 147mm…と記載がされています。添付画像の冠水時の雨量は、51mm/hの記憶があります。 ⇒51mm/hで冠水しており、ハザードマップの想定雨量の147mm/hでは、当然冠水範囲が拡大されると予想できます。</p> <p>2)2013年の豪雨時、○○の方は「浸水迄あと3Cmで助かりました」。すぐ近くには豊津駅の地下改札口への降り口があり、加えて地道はスーパーの地下売り場へと繋がっています。 ⇒添付画像。C76-2.内水氾濫。豊津駅前の道路画像。下：内水氾濫地図・地下道</p> <p>3)浸水エリアの想定のプロセスは、過去に浸水被害が有った場所を基準として、その時の雨量と下水道の排水能力・地形などを考察し、想定の147mm/hの場合のエリアを選定されるものと思います。糸田橋歩道橋の下に、下水道管がありますが、バックウォーター現象で下水の排水能力の低下も考える必要がある。 ⇒添付画像。C76-2.内水氾濫。糸田橋歩道橋下の下水道管。下：2013年8月25日の豪雨時の糸田橋歩道橋下の水位・流量</p> <p>・糸田川上流域の大和大学が新設の際、建設前のJR西の社宅時代には排水方向は地形の勾配から産業道路方向に流れしていましたが、片山商店街などの水害被害があつたことから、市下水道部の指導？で大和大学の排水が糸田川への流路変更がされました。⇒2013年の豪雨以降の流路変更です。また旧国鉄清算事業団の空き地(約7,000m<sup>2</sup>)がマンション建設で保水率低下。近年の万が一の豪雨時の糸田川の高水位化を個人的には懸念しております。</p> <p>※以上、素人考えですが、再考されませんでしょうか？。</p> <p>4)市下水道部は、雨量記録計を市内に何か所、設置されていますか？。 ※危機管理室ならびに、市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>○ハザードマップへの記載について 現在、公表していますハザードマップは、平成28年度実施した浸水シミュレーションを基に作成しています。また、令和3年度の水防法の改正に合わせ、令和6年度浸水シミュレーションを再度実施し、今年度雨水出水浸水想定区域の指定を実施する予定でその浸水シミュレーション結果を基にハザードマップの更新を予定しています。</p> <p>ご指摘いただきました箇所につきましては、令和6年度実施した浸水シミュレーションにおいても浸水が発生していない結果となっています。浸水シミュレーションは、下水道管や地盤高さの状況を一定の精度でモデル化し、想定する降雨を対象に実施したものであり、土地の詳細な状況(細かい精度での地盤高さの変化や、側溝の有無、グレーチングの目幅や詰まり等による地上面の雨水の流れ方等)については再現出来ないため、実際の浸水箇所とは一致しないことがあります、写真等情報をいただいておりますが、現時点では、ハザードマップへの記載をしない予定でございます。</p> <p>ただ、国の基準の見直しや市内で雨水幹線整備工事を実施した際、最新の状況を基に浸水シミュレーションを改めて実施する予定としており、御指摘いただきました箇所につきましては、今後の懸案箇所として留意させていただき、次回、浸水シミュレーション実施の際、確認させていただきます。</p> <p>○雨量計設置について 下水道部では、雨量計(南吹田下水処理場、川面下水処理場、川園ポンプ場、片山浄水場、豊津第二小学校)を5か所設置しています。その他、吹田市では、雨量計(市役所本庁、夢つながり未来館)を2か所設置しています。</p>	経営室	R7.10.14	R7.10.22

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
33 C65-3、「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんのでしょうか？」	<p>標題について、1回目:9月12日に投稿→9月19日に回答。2回目:9月25日に投稿→10月6日に回答を頂きましたが、疑問点が有ります。</p> <p>[9/19市回答]:ミストシャワーの目詰まりが発生したため現在、修繕に係る手続きを進めているところです。</p> <p>[10/6市回答]:ミストシャワーのポンプがリコール対象になっていることが判明したため、(中略)ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定。</p> <p>・10/6の回答では、ミストシャワーの不具合については、令和7年7月3日に判明。7月17日に現地調査時に事業者からポンプがリコール対象になっていると連絡あり。</p> <p>1)リコールについて、一般的には、車のリコールのイメージで考えますと、使用者の安全に関する時には購入者(使用者)に通知がきます。今回のポンプのリコールについて、納入先業者にポンプメーカーから当然連絡が来ている筈…と考えた場合、吹田市役所にも業者から連絡があるはず。7月17日にリコールが判明に疑問。⇒ポンプメーカーのリコール発表の日付はいつですか？。</p> <p>・ミストシャワーって、夏期に稼働することから、メーカーも顧客の信頼を無くす事は避けたいので、それなりの対処ができる体制・人員を考えておられる筈。10/6の回答の時点でリコールの個所の修理が未だ…というのは疑問。</p> <p>2)総務室は、ポンプのリコール修理対応日の日程調整は、いつに設定されましたのでしょうか？。ミストシャワーの目詰まりの修理は、いつ発注されましたのでしょうか？。目詰まりの修理なら随意契約だと思いますが、“令和7年度の7月・8月の随意契約一覧表(総務部)”のリストに掲載されていません。</p> <p>3)[私見]:ポンプとミスト発生の配管設備は、同一メーカーだと思いますが、修理業者は異なるのでしょうか？。</p> <p>※環境部に供覧を願います。⇒熱中症の主管部でもあり、今年の異常な酷暑の3か月間、ミストシャワーが稼働していないことから、同じ庁舎内で一人くらい関心を持って、知りたい事象。欲をいえば総務室は、総務部長・環境部・副市長への報告が必要かと思います。</p> <p>4)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。</p>	<p>1)ポンプメーカーのリコール発表は令和7年6月16日ですが、当該リコールの通知は、市に直接届いていません。このため、前答記載のとおり、7月17日に修繕事業者に確認の際、リコール対象であることが判明しました。</p> <p>2)リコール対応に関して、メーカー側には修理部分に係る品番等の報告や修理日程の調整を行っているところですが、現時点で修理日は決定していません。ミストシャワー目詰まりの修繕については、リコール対応完了後に行います。</p> <p>3) 2)のとおり、現時点で修繕業者は決定していません。</p>	総務室	R7.10.9	R7.10.23

## 令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	まともに会話できない市職員がいる	<p>貴市職員との電話対応において、こちらの質問に対し一貫して同じ言葉を繰り返すのみで、実質的な回答が得られない事例が複数回ありました。</p> <p>以下、具体的な事例を挙げたうえで、貴市の見解を伺います。</p> <p>日時:令和7年10月8日 所属・氏名:総務部 人事室 人事担当 ○○ 概要: 7月29日の電話で、当方の質問に対し「確認します」との返答を受けましたが、その後連絡がなかつたため改めて問い合わせました。すると「確認するとは言ったが回答するとは言ってない」という返答が来たため電話をしました。</p> <p>-- 私「『確認します』と言った場合、回答するという意味ではないというのが吹田市役所の見解か？」 ○○「はい、そちらに書いた通り」 (略) 私「私の質問に答える必要はないということか？」 ○○「回答するとはお伝えしない」 私「なぜ回答する必要がないとお考えか？」 ○○「回答するとはお答えしていないので確認だけした」 私「なぜ回答する必要ないとお考えか？」 ○○「今回は確認するとだけお伝えしたので」 私「質問に答えてください」 ○○「確認だけした」 (略) 私「AIに『確認する』の意味を尋ねたら、『後で回答するという意味』という回答だった」</p>	<p>質問のそれぞれにつきまして、これまでの回答のとおりです。 なお、質問4につきましては、人事室内でこれまでの御意見の内容を共有の上、担当職員にて応対しているものです。</p>	人事室	R7.10.9	R7.10.23

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>○○「私の方では内容を知らなかつたので確認だけした」      私「今は『確認する』という言葉の意味について話している」      ○○「内容の確認だけした」      (略)      私「前回の電話で、こちらが『部署の法令違反をどう処分するのか回答ください』と尋ねた後、○○が『わかりました』と答えている」(回答を約束したという意味)      ○○「市民の声でのやり取りを把握していないので、そこを確認した」      (略)      私「前回の電話は録音しており、○○が『わかりました』と答えたことは確認済み」      ○○「内容は確認しました」      --        このように「確認した」という文言のみを繰り返し、質問に対する実質的な説明や見解の提示は一切ありませんでした。      また、8月18日の給与担当○○との電話でも、同様の応対がありました。      いずれの場合も、別の職員への変更を求めましたが拒否され、代表電話からかけ直しても再度同じ職員が応対しました。</p> <p><b>【質問1】</b>      上記の応対を、第三者の立場から見て「質問を理解し、誠実に回答している」と評価できるとお考えですか。</p> <p><b>【質問2】</b>      このように、質問に対して同じ言葉を繰り返すのみで実質的な回答をしない職員が複数存在する状況を、貴市として問題がないとお考えですか。</p> <p><b>【質問3】</b>      「『確認します』と言ったが、回答するとは言っていない」という説明は、一般的なビジネスシーンにおいて通用する表現だとお考えですか。</p> <p><b>【質問4】</b>      代表電話の職員が「別の職員に繋げる」と述べたにもかかわらず、同じ職員が応対したのはなぜですか(○○の場合、3回ほどこれをくり返しました)。      他の職員がいないと説明されましたか、以下の点から考えられません。      ・一人を残して他の職員が一齊にいなくなるのは不自然      ・最初の通話および転送時に、他の職員が電話対応していることを確認済み</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35 C86-「東京2025デフリンピック」について市民に紹介・周知が必要。	<p>標題について、国際ろう者スポーツ委員会が主催で、2025年11月15日から26日(12日間)開催され、東京で開催される夏季デフリンピック競技大会は、日本では初めての開催であり、また1924年にパリで第1回デフリンピックが開催されてから、100周年の記念となる大会になります。参加国は、70から80か国・地域。競技は21競技が行われます。</p> <p>1)吹田市のHPでは、“東京2025デフリンピック”の名前を冠したタイトルは、新着情報には有りません。何とか見つけたのは、10月15日に市HPに掲出された「手話言語の国際デー(ブルーライトアップ)」のサイトの中の1行のみです。⇒10月15日の市HPの新着情報には、掲出がされていない事から先ず市民には、周知が出来ていないと思います。</p> <p>⇒添付画像。C86-“手話言語の国際デー”のサイト。すいたんが応援旗を</p> <p>2)「東京2025デフリンピック」に出場される吹田市出身の選手の方は、おられますのでしょうか？。</p> <p>※素直な疑問「世界から選手・関係者が来られますか、手話の世界。言語が異なる中での通訳ってイメージが湧きません。教えて下さい。</p> <p>※市議会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 現在、本市ホームページを作成中です。お待たせして申し訳ございません。また、開幕直前にはSNSで市民に対し応援を呼びかける投稿も予定しております。</p> <p>2)について 吹田市出身の選手は、女子バレー堀井に成丸奈美(いぬまるなみ)選手が出場されます。 世界共通の手話として国際手話があり、国際手話を用いてデフリンピックにおいてはコミュニケーションが取られます。国際手話から日本手話に通訳し、それを日本語音声に通訳するというようにリレー形式にて通訳されることとなります。</p>	障がい福祉室	R7.10.20	R7.10.28
36 C82-豊津駅前踏切に「非常時用押しボタン」の設置依頼の要請	<p>標題について、11日午後7時すぎ、上新庄の阪急京都線の踏切で、52歳の女性が特急電車にはねられて死亡されました。</p> <p>⇒添付画像。C82-上新庄の阪急京都線の踏切で人身事故ニュース・豊津駅前の踏切では、今年の6月に高齢者の方が踏切内に閉じ込められ、淡路方面行きのため電車は、出発待ちで駅員に助けられました。</p> <p>⇒添付画像。C82-豊津駅前踏切内、閉じ込め</p> <p>・豊津駅前の踏切では、先月に腰が曲がった手押し車の高齢者の方が踏切内に閉じ込められ、目の前でしたので遮断機の棒を持ち上げ、手助けができました。北千里行きの電車で手前の反対側で焦らずに対応ができました。</p> <p>⇒これが、北千里行きの線路の場合は、対応が出来たかは、疑問が残ります。</p> <p>1)この踏切には、非常時用の押しボタンが3か所しかありません。画像上の手前にも押しボタンが必要です。朝夕の通勤時間帯は列車の本数も多くなり、遮断機が上がった…と思ったら、直ぐにカクカク…と遮断機が降り始めます。高齢者には踏切を渡りきる時間が思うように思えません。先ずは押しボタンの追加設置を阪急電鉄に申し入れをお願い致します。</p> <p>⇒添付画像。C82-豊津駅前踏切。非常時用押しボタン追加要 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※現地を見られる時は、朝よりも夕方のラッシュ時が高齢者の通行が見られます。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>阪急電鉄からの回答は以下のとおりでございます。</p> <p>このたびは踏切非常押しボタンの増設につきましてご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>当社では、関係法令および技術基準に基づき踏切道に対して必要な踏切非常押しボタンを設置しており、踏切道両側の2か所に踏切非常押しボタンを配置しております。</p> <p>当該踏切道も同様となっており、当社線内の各踏切道との整合や施工計画上の理由から、現時点で踏切非常押しボタンの追加は難しい状況です。</p> <p>一方で、当社では踏切道の安全性向上策として、現行の障害物検知装置と比較して人を含む障害物をより細かい範囲で検知できる空間検知式の障害物検知装置の導入を、各踏切道の状況を踏まえた優先順位により進めております。</p> <p>いただいたご意見は重要なものとして記録し、空間検知式の障害物検知装置の導入までの期間については踏切非常押しボタンの視認性・案内性の改善等を検討いたします。</p> <p>また、当該踏切道の周辺環境の大幅な変化や設置基準の見直し等が生じた場合には、必要な対応を再検討してまいります。</p> <p>このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>	総務交通室	R7.10.15	R7.10.29

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37 C85-「吹田市民の“ガンバ大阪”的応援について。」	<p>標題について、高槻市が10月18日(土曜日)のガンバ大阪VS柏レイソルの試合で、高槻市民応援デー「高校生以下は無料、大人は特別価格でご招待します。」を高槻市のHPで知りました。昨年も同様の企画をされていたような記憶があります。</p> <p>1)吹田市には、“ガンバ大阪”的スタジアム(パナソニックスタジアム吹田)があり吹田市が本拠地と思っております。先日は吹田市役所の駐車場で「ガンバ大阪パブリックビューイング2025」を開催されました。吹田市民で“ガンバ大阪”的ファンが安価で試合をスタジアムで目の前で応援出来、そして“ガンバ大阪”的ファンを増やして応援が出来る企画をされませんでしょうか？。</p> <p>2)10月5日(日)の「ガンバ大阪パブリックビューイング2025」の実施結果の報告(画像もお願い)をお願い致します。</p> <p>3)市HPのイベントカレンダーの10月5日(日)には、「ガンバ大阪パブリックビューイング2025」のタイトルががりません。中止になったのでしょうか？。</p>	<p>1)について ガンバ大阪市民応援デーは、ガンバ大阪が企画し実施している事業であり、吹田市におきましても令和7年5月3日(土曜日)に実施しております。来年度以降も実施する際はこれまでと同様にホームページやSNS等において周知をさせていただきます。 今後もガンバ大阪と連携し様々な事業に取り組むとともに、ホームページやSNS等の発信についても行ってまいります。</p> <p>2)について ガンバ大阪パブリックビューイング2025については、一般社団法人ガンバ大阪吹田後援会の主催事業であり、実施報告が提出されましたらホームページにて実施結果を掲載させていただきます。</p> <p>3)について ガンバ大阪パブリックビューイング2025は、10月5日(日)に実施しました。事業実施後にホームページの公開を終了したことから現在イベントカレンダーに載っておりません。</p>	文化スポーツ推進室	R7.10.20	R7.10.29
38 C73-3.市HPの「令和7年国勢調査の実施」への提言。	<p>標題について、10月5日に投稿⇒10月17日に回答を頂きましたが、5年後の国勢調査時の吹田市の回答率をUpさせるための提言。</p> <p>1)回答の締め切り日が、10月8日でしたが現状は下記の添付画像のようです。回答率を全国平均よりも高めて市政運営を図られますようにお願いいたします。</p> <p>⇒添付画像。C73-3.国勢調査-10月16日の集合住宅の郵便受け。 ※市民は、画像の様子がいつまで？…と気になります。国勢調査員の方は、ほんとうにご苦労様です。市は、調査員の方への対応の説明はどのようにされていますか。</p> <p>⇒添付画像。C73-3.国勢調査回答状況。ヤフコメ-10月9日</p> <p>2)目の不自由な方への対応で、1回目の投稿で堺市の画像を添付しましたが、総務省の回答サイトにも記載が有りました。⇒次回は、市HPに記載を…</p> <p>⇒添付画像。C73-3.国勢調査。目の不自由な方は、市へ連絡を※市議会の中の財政総務常任委員会委員長に併覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 調査書類の配布については、世帯への訪問時に留守等で会えない場合は、居住の確認や居住していると判断できれば、郵便受けへの投函により配布を行いました。 なお、一度郵便受けに入れた調査書類の回収の指示は行っておりません。</p> <p>2)について 総務省統計局や他市のホームページも参考に、情報発信に努めて参ります。</p>	総務室	R7.10.20	R7.10.30

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	C83-「令和7年度地区市民体育祭」サイト内の“順延”表記	<p>標題について、文化スポーツ推進室は、10月10日に市HPに掲出されていますが、「山一地区：10月5日は中止、10月19日に順延します」「南山田地区：10月5日は中止、10月13日に順延します」と記載されています。</p> <p>1)予備日が決まっている場合は、“順延”的使用は広義でOKの見解もありますが、一般的には、“延期”的の方が良いと思います。</p> <p>⇒添付画像。C83-市民体育祭の順延のサイト  ⇒添付画像。C83-延期と順延の違い  ⇒添付画像。C83-順延。産経新聞  ⇒添付画像。C83-順延。地域経済振興室.suita</p> <p>※以前にも、市の求人の部署で有りましたので、人事室に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>開催日変更の表記につきましては、御指摘のとおり予備日が決まっていることから、順延ではなく延期としました。</p>	文化スポーツ推進室	R7.10.20	R7.10.31
40	歩道のへこみ補修後のご対応について	<p>千里山佐井寺図書館向かいの歩道につきまして、復旧されました  が、車止めのポールについて、吹田市の担当者は確認されましたか？  元々設置されていたポールと違うものになっています。  元のポールに戻していただくようお願いします。  ポールの太さも異なっています。  仮のもので、後日、取り替えるのでしょうか。  強度が気になるなど、景観が悪くなりました。  ご対応、よろしくお願いします。</p>	<p>令和7年10月18日に吹田市道路室へ問い合わせいただきました件について回答いたします。</p> <p>千里山佐井寺図書館向かいの歩道部にある車止めポールについて現場を確認いたしました。</p> <p>現在、道路工事施行承認申請者に確認中でございます。  お時間がかかるまい申し訳ございませんが、確認ができ次第、改めて回答いたします。</p>	道路室	R7.10.20	R7.10.31

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41 吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会7	<p>10月17日に障がい福祉室の〇〇に電話でお問い合わせし、前回頂いた回答が不十分であると伝え、再回答を求めました。 改めて質問文を送付するようにとのことでしたのでここに送付いたしますが、電話でお伝えしたことも踏まえた上でご回答をお願いいたします。</p> <p>■「会議が機能していなかった」について 市はこれまで、 &gt;『全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する』ということを、策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかった」とは考えていますが、それがすなわち「会議が機能していなかった」とは思っておりません。 と回答されていますが、当方が「会議が機能していない」と表現したのは、「意見反映のプロセスが十分に実現されなかった」という意味だとすでに説明しております。 市は「意見反映のプロセスが十分に実現されなかった」ことはすでにお認めになっております。論点を「会議が機能していたかどうか」に逸らさず、「会議が機能していない」を「意見反映のプロセスが十分に実現されなかった」に読み替えて改めてご回答ください。</p> <p>■質問2と質問3について</p> <p>●質問2 質問の趣旨は「地域自立支援協議会の活動により整備された具体例は何か」というものです。 市は「既に回答済み」とされていますが、当方はそれが具体例に該当しないと指摘しています。 したがって、以下のいずれかを明確に示してください。 1. 当方の指摘に対する反論 2. 「地域自立支援協議会の活動により整備された具体例」の提示</p> <p>●質問3 委員が14名に決定した件についてです。 電話で「会議で決定していない事項を議事録で勝手に決めることが許されるのか」と尋ねたところ、返答がありませんでした。 したがって、以下を明確にお答えください。 - 委員を14名とすることが、会議で決定されなかったにもかかわらず議事録で決定されることは、吹田市役所として許容される行為であるとお考えか。</p>	<p>「会議が機能していなかった」について 「意見反映のプロセスが十分に反映されなかった」に読み替えて、以下のとおり回答します。 この10年間において、自立支援協議会の運営について、会議運営に取り組む職員の技量や障がいのある方への相談・支援体制が未成熟な部分はあったと認識しておりますが、障がい者相談支援センターや地域活動支援センター等の、地域で障がいのある方を支える支援体制の整備も進んでいく中で、職員の会議運営の技量や協議・協働する体制も徐々に成熟してきたものと考えております。 そのため、令和9年度に向けた次期計画策定に向けては、以前にお示しさせていただきましたとおり障がい者施策推進専門分科会と地域自立支援協議会の連携を図り、意見反映のプロセスが十分に機能するよう、進めてまいりたいと考えております。</p> <p>「質問2」について 〇〇様の仰る「意見聴取は自立支援協議会の活動の一環として認められない」との見解に立ちますと、地域自立支援協議会の活動により整備された具体例はございません。</p> <p>「質問3」について 委員を14名とすることについて、当時、当事者会の中で色々な御意見はあったものの、当事者会として14名を委員とするという方向性に至ったとの市の認識ではございますが、当時の会議において、そのことに対する丁寧な確認ができていなかったこと、それにより、〇〇様に御不快な思いをさせてしまったことについては、当時の担当に代わり謝罪させていただきます。 大変申し訳ございませんでした。 今後はより丁寧な会議運営に取り組んでまいります。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。</p>	障がい福祉室	R7.10.20	R7.10.31